

堺市公報 第397号	令和8年1月16日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について
【環境局環境保全部環境対策課】…………… 1
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の12第3項に基づく要届出管理区域
の指定全部解除について
【環境局環境保全部環境対策課】…………… 2

<公告>

- 地域農業経営基盤強化促進計画の変更について
【産業振興局農政部農水産課】…………… 3
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 4

告 示

堺市告示第9号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月16日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市西区築港新町四丁2番4及び4番5の各々の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

1, 2-ジクロロエタン

1, 2-ジクロロエチレン

トリクロロエチレン

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 その他

当該形質変更時要届出区域は、土壌汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。

~~~~~

## 堺市告示第10号

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第81条の12第3項の規定に基づき、令和6年堺市告示第293号により指定した区域の指定の全部を解除するので、同条第4項において準用する同条例第81条の8第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月16日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 指定を解除する要届出管理区域

堺市西区築港新町四丁2番4及び4番5の各々の一部

## 2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の33第1項に規定する基準に適合していない管理有害物質の種類

1, 2-ジクロロエタン  
1, 2-ジクロロエチレン  
トリクロロエチレン  
鉛及びその化合物  
ふっ素及びその化合物

### 3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定による指定を行うもの

## 公 告

### 堺市公告第34号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するために令和7年堺市公告第747号において公告した地域計画の変更の案について、意見書の提出がなかったため、地域計画を変更し、同条第8項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月16日

堺市長 永 藤 英 機

#### 1 変更した地域計画の名称

東区

南区（鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備及び別所地区を除く）

美原区（菅生地区及び菅生新田地区を除く）

#### 2 変更した地域計画

別紙のとおり

（「別紙」は、省略し、その内容を堺市ホームページ「地域計画について」

（<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nosui/oshirase/tiikikeikaku.html>）に掲載する。）

3 地域計画の変更の日

令和8年1月16日

~~~~~

堺市公告第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月16日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区晴美台二丁1番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区甲斐町西一丁1番31号

株式会社サンプラス

代表取締役 松永 泰正